

(続紙 1)

京都大学	博士 (農 学)	氏名	池 本 裕 行
論文題目	近世農村における農民余剰の成立と地主制形成の論理 －縄延び地を含む小作米収取慣行に着目して－		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、日本における近世地主制形成の論理を明らかにしたものである。</p> <p>第1章では、18世紀中期の紀伊国伊都郡(藩領)を対象に、貢租負担の重さと凶作時における強い下方硬直性のため、農村荒廃と呼びうる状況にあった事実を明らかにし、したがって農民余剰の恒常的成立には縄延び地が不可欠であり、縄延び地を含む小作米収取慣行の形成により地主制の拡大が、かかる農村危機への村落社会の対応策としての意味合いも帯びつつ、可能になったことを明らかにした。</p> <p>第2章では、19世紀中期の紀伊国伊都郡(藩領)を対象に、地主制の拡大が停滞した要因を分析した。一般に地主制の形成がすすむとされるこの時期に本地域で停滞現象が生じたのは、何よりも縄延び地が尽きたからであるが、副次的には小作地経営が不安定化したこともあった。地主が有利な作徳米を確保するには縄延び地を必要とするという事情は変わらなかったが、そのような土地の多くは既に集積を終えていたのである。また、同時期には食料不足と疫病の流行を要因とした大量死亡が発生しており、このことが小作地経営を不安定化させた。高生産力で安定性が高いとされていた畿内・同周辺農村においてもこのような大きなリスクを背負わざるをえなかったのが近世という時代であった。</p> <p>第3章では、19世紀中期の大和国宇智郡(幕領)を対象に、本地域の農民余剰は反収の上昇と縄延び地の存在という二要因に支えられていたが、その恒常的成立には依然として縄延び地が重要であり、地主的土地集積は縄延び地を含む小作米収取慣行の存在を基盤にして進展したことを明らかにした。貢租を代銀納で納める幕領である本地域では、文政期以降の米価上昇により従来は地主的土地集積の対象ではなかった縄延びが小さい土地も地主の下へ移動し始めたが、貢租収奪の重さのためにその規模は米価上昇以前より小規模なものにとどまった。</p> <p>終章では、以上を総括し、幕領・藩領ともに農民余剰の成立には幕末に至るまで縄延び地が重要であり、縄延び地の存在とそれを含む小作米収取慣行の成立こそが、近世において最も普遍的な地主制形成論理であったと結論付けた。</p>			

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入する場合は、400～1,100 wordsで作成し
審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近世農村における農民余剰とそれを基盤にした地主制の形成論理を、畿内および同周辺地域に属する紀州藩領と大和幕領における新史料を用いて実証的に解明するとともに、高生産力地帯とされてきたこの地域においても地主制の拡大には縄延び地の存在が不可欠であった根拠を考察することにより、上記の地主制形成論理は近世日本において普遍的に妥当するものであったことを明らかにしたものである。

評価できる点は次のとおりである。

1) 縄延び地が生み出す農民余剰とそれを小作米として収取し得る小作慣行の存在を、近世地主制の形成を支えた最も基本的で普遍的な条件として位置づけた。これまで近世における農民余剰の成立とそれを基盤にした地主制の形成は、基本的には農業生産力の上昇から説明されており、それは近世農業先進地域である畿内農村における高小作地率という史実と整合的だと理解されてきた。近年、農業後進地域である東北(庄内)において日本最大の地主が成立したという、通説では説明困難な事実を、後進地域だからこそ存在しえた膨大な縄延び地の存在から説明した注目すべき研究が生まれたが、それは東北(庄内)的な特異例として位置づけられていた。本論文は、これらの研究史を踏まえ、東北の対極に位置する畿内の、しかも貢租条件等を異にする幕領と藩領を対象として包括的・条件規定的に分析することにより、それが近世日本における普遍的な地主制形成論理であることを明らかにした。

2) 畿内および同周辺地域における近世農村像を修正する新たな知見を提示した。農業生産力の水準も安定性も高いとされるこの地域においても、近世においては、重い貢租負担が地主取り分を強く制約していたうえ、凶作時における貢租減額幅が極めて小さかったため地主層がかかる危機を乗り越えることは極めて困難であったことを明らかにした。また、大量死による人口減少すら発生していたことはこれまで十分認知されてこなかった史実であり、これも地主の小作地経営を困難に陥れるものであった。したがって、高生産力地帯である畿内農村においてすら、地主制が継続し拡大していくためには、このようリスクを確実に乗り越える別途の条件、すなわち縄延び地の存在を必要としたのである。

3) 近世日本において農村社会が有していた自立性の一側面を具体的に明らかにした。歴史研究のもたらす重要な知見の一つが、現代とは大きく異なる国家と社会の関係の具体的ありかたであり、社会のもつ自立性の大きさである。縄延び地とは在地農村における開墾実績を幕藩権力が検地によって掌握できなくなった結果発生したものであり、それ自体が領主的掌握の弛緩を意味しているが、さらに

注目されるのは、領主の把握していない「縄延び地を含めた実面積で流通する土地市場」が、成立していたことである。これまで、土地をめぐる農村慣行として土地の請戻し慣行の存在が注目されてきた。地主制形成への寄与という点からみれば両者は逆の性格をもつが、領主支配の外部で農村社会が生み出した慣習であり農村社会の危機に対応する一つの処方箋であるという点で、共通の歴史的意義をもったものであるといえる。

4) 近世的な地主制形成論理を固定的にとらえるのではなく、近代に至る変化のなかで位置づけた。18世紀中期まで、この地における農村的土地市場は、縄延び地を含む実面積を表示する「人植」を基準にして成立していたが、その後、反収の上昇を反映して土地豊度を加味した「石前」を基準にするものへと変化したのである。日本における近代的土地改革である地租改正は、形式的には土地純収益を基準にして地価を算出して地租の根拠とし、縄延び地を明るみに出すことによって土地支配の二重性を解消しようとしたものであったが、本論文はその前史を明らかにする意味ももつものである。

以上のように本論文は、近世の畿内および同周辺地域村落の実証分析を通じ、貢租率が際立って高いうえ生産力の不安定性を除去できない近世日本においては、高生産力地帯であっても農民余剰を恒常的に確保するためには縄延び地が不可欠であり、農村社会において縄延び地を含む小作料収取慣行が成立していたことが、かかる農民余剰を基盤にした地主制形成を可能にしたことを明らかにしたものであり、これまでの近世地主制形成論理の理解を大きく塗り替える業績である。近世地主制史・近世村落史および近世土地所有論・近世畿内農村論に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成25年 2月15日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。

注) Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公開可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降